

11. 会費自動引き落としについて

郵便局および銀行等民間金融機関の口座からの振替による会費自動引き落としサービスを実施しています。希望される会員の方は、学会事務局宛に申し込み用紙をご請求下さい。

記

- (1) 引き落とし手数料は学会が負担致します。
- (2) 会費引き落とし対象者は学割会員を除きます。
- (3) 会費の自動引き落としは、半年分・1年分のいずれかを選べます。申し込みの際にご希望を明記下さい。
- (4) 第1回目引き落とし手続き完了の際に会費の払い込み状況をお知らせ致します。
- (5) 自動引き落としを中止される場合は、文書にて学会事務局までお知らせ下さい。
- (6) 郵便局の口座からの引き落とし日は、以下の通りです。

4月25日(全期分および半期分の方)

6月30日(4月25日に処理不能だった方)

10月25日(半期分の方)

12月30日(10月25日に処理不能だった方)

銀行等民間金融機関の口座からの引き落とし日は、以下の通りです。

4月20日(全期分および半期分の方)

6月20日(4月20日に処理不能だった方)

10月20日(半期分の方)

12月20日(10月20日に処理不能だった方)

なお2010年度後期会費の自動引き落としは、上記の通り、郵便局は10月25日(月)、銀行等民間金融期間は10月20日(水)となります。このサービスを利用される方は確認をお願い致します。